

重複・頻回受診者等に係る訪問指導後の効果等の状況(令和6年度)

(単位:円)

訪問指導実施対象者	訪問指導実施人数 (延べ人数) A	訪問指導実施人数 (実人数) B	Bのうち指導後の改善効果を把握した人数 C	Cのうち指導後の改善により、選定基準に該当しなくなった者の人数 D	Dの者に係る1ヶ月あたりの効果額(医療費ベース) E	D以外の者で受診動向について何らかの改善が見られた人数 F	Fの者に係る1ヶ月あたりの効果額(医療費ベース) G	訪問指導の改善割合 (D+F)/B	1人当たりの1ヶ月当たりの効果額 (E+G)/(D+F)	備考
重複受診者										総費用額 円
頻回受診者										
										国庫補助額 円
計	0	0	0	0	0	0	0		0	

0

○訪問指導対象者選定基準(A)※予定

- ・重複受診者:3ヶ月間で医科レセプト枚数が5枚以上となっている者(ただし、精神科受診者は除く。)
- ・頻回受診者:3ヶ月間で同一医療機関で15回以上の受診がある者(ただし、精神科・整形外科受診者は除く。)

○訪問指導対象者選定基準の範囲内であるが、何らかの改善が見られたかどうかの判断基準(Fの該当基準)

- ・重複受診者:(指導後、受診医療機関が平均1以上減少している者)
- ・頻回受診者:(指導後、同一医療機関での受診が平均2回以上減少している者)

(注)

- 1 効果の把握にあたっては、訪問指導が必要と判定した診療月(抽出月)と訪問指導実施月の翌3ヶ月間の診療状況(医療費の比較)とを比較して算出すること。
- 2 指導対象者それぞれについて、抽出月と訪問後(1回目、2回目それぞれ)の医療費・月当たり受診日数(頻回受診者)・月当たり受診医療機関(重複受診者)、事業報告データ(訪問指導員の評価など)を一覧表で作成し、医療費等の動向と訪問指導員の評価の対照などが行えるようにすること。
- 3 C欄の人数は、指導後の受診状況を確認した者の人数を記入すること。したがって、必ずしも改善された者の人数とは限らないことに留意すること。
- 4 D欄は、重複・頻回受診者等訪問指導対象選定基準に該当しなくなった者の数を、E欄は、その者に係る訪問指導が必要であると判定した診療月(抽出月)と、訪問指導実施月の翌3ヶ月間の診療報酬明細書等の1ヶ月当たりの平均額の差を記入すること。
- 5 F欄は、D欄に記載した者以外で改善が見られた者の人数を、G欄は、その者に係る訪問指導が必要であると判定した診療月(抽出月)と、訪問指導実施月の翌3ヶ月間の診療報酬明細書等の1ヶ月当たりの平均額の差を記入すること。
- 6 訪問指導対象者選定基準(A)に加え、以下①②の条件でも対象者候補の抽出を行うこと。
 - ①重複服薬:3ヶ月間で【3医療機関以上かつ重複処方1剤以上】または【2医療機関以上かつ重複処方2剤以上】
 - ②多剤処方:3ヶ月間で【同一月内での処方薬剤数15剤以上】